

別記様式（第5条関係）

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認定証の番号	熊本県公安委員会 第930542号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	すまいる運転代行
	主たる営業所が 所在する市区町村名	熊本県球磨郡あさぎり町
処分年月日		令和元年11月11日
処分内容		認定の取消し
処分理由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条に規定する自動車運転代行業を営んではならない要件に該当することとなったため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		熊本県公安委員会

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。